縮少ノ計画ヲ為シ居ル今日要求ニ応ジ難キ旨回答セシニ職工側ニ於テハ辞職シタキヲ以テ君時賃金支払ヲ要求セリ。依ッテ事業主ニ於テハ翌日末払賃金ヲ支払ヒ全員解雇ニテ円満解決セリ。

尚会社側ニ於テハ引続キ稼動希望者ハ敢テ解雇セザル旨通告セルモ希望者ナキ状態ナリキ。

要求事項

(一)昭和八年二月末日迄ノ賃金君時支払フ事。(二)昭和八年度ヨリ賃金ニ割五分値上。(三)賃金支払日ヲ毎月一日、十五日ノ二回トスル事

(四)責任アル支配人ヲ置ク事

解決事項 (一)末払賃金ヲ支払ヒ全員解雇

(協調會勞働課)